

特例業務負担金に関する参照条文②（30年2月現在）

○特例年金政令（平成14年政令第45号）

（特例業務負担金の徴収）

第二十八条 特例業務負担金（平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金をいう。以下この条において同じ。）の徴収は、平成十四年四月（前条に規定する法人にあっては、当該権利義務を承継した日の属する月）から特例業務負担金を納付する法人が解散した日の属する月の前月までの各月につき、するものとする。

- 2 特例業務負担金を算定するに当たり、その額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。
- 3 存続組合は、厚生労働大臣に対し、存続組合が平成十三年統合法附則第五十七条第一項の規定により毎月徴収するものとされる特例業務負担金についてその額の計算のために必要な資料の提供を求めることができる。

【注】 上記の「特例年金政令」とは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令」の略です。